

会 議 録

1 会議名

平成26年度 第14回高田区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

- (1) 高田公園野球場の利用料金上限額の変更及び附属設備の利用料金上限額の設定について（諮問）（公開）
- (2) 高田区地域協議会第4回懇談会について（公開）
- (3) 地域活動支援事業の高田区の審査・採択ルール等について（公開）
- (4) 平成26年度地域活動支援事業の実績報告の検証について（公開）
- (5) 公の施設使用料の変更について（答申）（公開）
- (6) 高田公園相撲場の廃止について（通知）（公開）

3 開催日時

平成27年2月9日（月）午後6時30分から午後7時46分まで

4 開催場所

高田地区公民館 第6研修室

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

- ・ 委 員：井上紀子、浦壁澄子、大塚美枝子、小川善司、河村一美、北川 拓、栗田祥子、小嶋清介、柴田幸男、杉本敏宏、高野恒男、高野 誠、田中昭平、西山要耕、野本韶一、宮崎 陽、山田 昇、吉田昌和
- ・ 事務局：南部まちづくりセンター 橋本センター長、森田係長、敷波主任
体育課 國元課長、平原係長

8 発言の内容

【森田係長】

皆様、今日は大変悪天候の中、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、本日の出席人員の確認を行わせていただきます。欠席の御連絡をいただいておりますのが、松矢委員です。それから遅れるということで御連絡をいただいておりますのが、北川委員です。小嶋委員のほうも後ほど来られると思います。定刻になりましたので、始めさせていただきたいと思います。本日の出席人員は今のところ16名になります。

上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席がありますので、会議が成立することを報告します。同条例第8条第1項の規定により、議長は会長が務めることとなります。西山会長、よろしくお願いいたします。

【西山会長】

会議が成立するということですので、平成26年度の第14回目の高田区地域協議会を開会させていただきます。

始めに、本日の議事録の確認ですけれども、本日の議事録は、野本副会長それから大塚委員、議事録の確認よろしくお願いいたします。

それでは、次第の2「議題等の確認について」事務局、よろしくお願いいたします。

【橋本センター長】

— 資料・議題等の確認 —

【西山会長】

只今、事務局のほうから、本日の進め方、議題の確認等がありましたが、何か御質問がある方いらっしゃいますか。

よろしいでしょうか

(よしの声あり)

はい。それでは本日の会議は約1時間半を想定しております。皆さんも来られたとおり、ちょっと天候のほうもあまりよくないもので、なるべく慎重に審議をして、早めに時間に終了すればと考えておりますので、よろしくお願いいたします。また、会議終了後、第4回の懇談会の担当グループの打合せのほうも予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは早速、次第の3、議題(1)「諮問事項について」、入らせていただきます。それでは、体育課から「諮問第41号 高田公園野球場の利用料金上限額の

変更について及び附属設備の利用料金上限額の設定について」、こちらのほうの御説明をしていただきます。よろしくお願いいたします。約10分程度でよろしくお願いいたします。

【体育課 國元課長】

— 資料に基づき説明 —

【西山会長】

はい、ありがとうございます。今ほど、説明をしていただきましたが、この説明に何か御質問のある方、質疑は約20分取りたいと思っております。よろしくお願いいたします。それでは質問、御意見等がある方は、挙手の上、御発言をお願いいたします。

はい、小川委員。

【小川委員】

今回の改定料金で費用は、大体賄えるのでしょうか。

【体育課 國元課長】

これまでの600円の料金でございますと、維持管理費のうちですね、使用料の収入で充当していた割合が11.2%ございました。これは、上越市には減免制度というのもありまして、そういったことで、使っていただいた団体全てから600円という使用料をいただけないというふうな状況もございます。小・中学生が使いますと、今ほぼ100%減免、要はタダになってしまいますので、そういうのも計算した結果としまして、今まで充当率は11.2%だったのですが、今回、増収の見込みとしては、減免の割合が今現在と同じであろうということで計算しまして、およそ71万9,000円の増収見込みがございます。充当率、先ほど11.2%と申し上げましたが、20.3%ほどまで上がるのではないかというふうに見込んでおります。

でありますので、逆に言いますと、残りの8割くらいがまだ公費負担というふうな状況でございます。ここら辺は新しい料金を設定いたしまして、前回は全体的な説明の中で御説明申し上げたのですが、次の3年後の見直しをかけるときにですね、もう一度また維持管理費など計算して、料金をどうしていくかというのを検討するといった感じでというふう考えております。以上です。

【西山会長】

よろしいでしょうか。他ございますでしょうか。

はい、柴田委員。

【柴田委員】

現在の、25年までの利用状況書いてありますけれど、野球人口といいますか、中学生、高校生、実業団クラスがおそらく使用しているのじゃないかと思いますが、年々こう減っているような傾向もあるみたいですけど、その辺がどうかということと、それから野球となると、かなりの駐車場のスペースがいるかと思うのですが、その辺どういうふうにお考えか、お答え願いたいと思いますが。

【体育課 國元課長】

先ず1点目でございますが、野球人口につきましては、確かな数字は私ども、ちょっと今、持ち合わせておらないのですけれども、野球協会の方の話では、以前どれだけだったのかはちょっと分からないのですが、およそ5,000人ほどではないかと。ただその中でやはり、小学生の野球チームの数ですね、こちらで言えば、この高田地内ですと高田ジュニアリーグ、それから直江津のほうですと直江津幼年野球連盟があるのですけれど、やはりチーム数が年々減っております。今まで一つの学校区で一つのチームができてたところを、二つの小学校区で一緒にならないとできないですとか、あるいはもう少し範囲を広げないといけないとか、そういった小学生のチームの現状があります。

ただ、大人のほうは、まだ数がある程度ありまして、なんとか維持をしているというような状況もありますし、ただですね、私がいろいろ野球連盟の会合に出てお話を聞くのですが、例えば、早朝野球のチームでですね、以前に比べると相当減っていると。高田早朝野球連盟それから直江津早朝野球連盟もですね、どちらも50年の歴史があるのですけれども、一番多い時で4、50チームくらい高田もあったのでしょうかね、それが今、十数チームというような形の数字になっておりますので、やはりなかなか、スポーツの多様化というのでしょうか、スポーツに対する価値観の多様化ということもあるのでしょうか、やはりだんだんと野球人口が減ってきているのは、実際のところであります。

ただ、その野球人口に合わせまして、市内の野球場の設定もですね、老朽化した

ものは少し廃止していくというふうなことで、適正な数に設定していきたいということで検討しているところでございます。

駐車場につきましては、高田公園全体で今、600台から700台ぐらいでしょうか。これは都市公園、高田公園を管理しております都市整備課のほうで、駐車場の整備については検討を進めているところであります。今、厚生産業会館の建設ということもあるのですが、これまでよりももう少し駐車場の台数は少し増えるのではないかというような予定でありますけども、私ども体育課は直接所管しておりませんのであれなのですが。確かに全体としてはあちこち散らばっているのですけれども、それを合算しますと600台から700台ぐらいの駐車スペースで、若干歩いていただいて御利用いただきたいというふうなところで、市としては考えております。以上です。

【西山会長】

よろしいでしょうか。

【柴田委員】

はい。

【西山会長】

はい、他ございますでしょうか。

野本副会長、高野副会長の順でまいります。

【野本副会長】

1時間当たりの占用利用料が600円から1,200円になって、2倍になるということなのですが、かなり影響があるんじゃないかという気もしております。今ほどの野球協会、あるいは参加チーム等とお話になるのですが、減免の状況、あるいは減免対象の対象者、減免の割合、来年度以降の状況等も含めてですね、2倍の影響について、野球協会関係者の皆さんとお話、説明済みであるということをおっしゃいましたが、どんな反応であったか。

あるいは減免の状況がどうであって、この値上がり後のですね、使用状況に対する利用者がどこまで認められるか、おられるか話していただきたいと思います。

【体育課 國元課長】

はい、お答えいたします。まず、利用料金がこの場合、2倍というふうなことで、

上限の2倍までに設定させていただくのですが、これは市内の他の野球場もおおよそ2倍というふうなことで、今回の見直しで値上げさせていただいています。

他の野球場で非常に安いところは1時間200円ですとか、そういうふうなところもありますので、倍になったとしても400円ぐらいなんです。高田公園野球場の場合は、この市内でも唯一、硬式のボールと申しますか、硬いものですね、硬式のボールで野球ができる唯一の施設ということもありますし、他の諸施設も完備しておりますので、今までの600円というのが、他市の同規模の野球場から比べますと、本当に半分ぐらいの料金でありました。

例えば、お隣、妙高市の新井総合公園、にしきのところにある野球場ですが、そこは1時間1,000円でございます。それから、糸魚川市の美山、ちょっと山の高いところですが、そこも1時間1,000円というような設定でありますので、そう考えますと、高田公園野球場の場合は、かなり安い料金だったかなと思います。

また、先ほど原価計算ということで申し上げましたが、維持管理費から割り出した1時間当たりの原価がですね、3,500円ほどなんです。実際のところ。ですので本当は、使っていただく方から3500円ぐらいいただかないとちょっと足りないところなんですけれども、そこを今回、激変緩和ということで2倍までに抑えさせていただいて、1,200円というように決めさせていただいております。

野球協会の方々にも同様の説明、原価計算しますとこうなっているのですがという話をさせていただきまして、御納得いただいているところでございます。

また、高田公園野球場を使用する、どちらかといいますと中学生以上の使用が多いものですから、どちらかと言うと、減免の対象にならない団体の方、大人ですね、高校生以上というふうな人たちが使う場合がおおございます。

ちょっと今度は減免の話なんですけれども、今、市では小学生、中学生が普段、日常の練習ということで使いますと100%の減免ということにしております。また、大会という使用になりますと今度は、小・中学生とか、大人関係なしで50%の減免でございます。これは今現在の減免の基準でございます。

今、市のほうではこの使用料の見直しと並行しまして、減免基準の見直しというのを、懇談会というものを設定しまして、いろいろな各方面の方々から御意見をいただいて、今基準を検討して作っている最中でございます。それについては、また

後ほど説明をさせていただく機会があるかと思えます。今度、減免の対象者をどうするのか、減免基準をどうするのかということは今後明らかになるというふうに考えております。以上でよろしいでしょうか。

【西山会長】

はい、高野副会長。

【高野副会長】

その野球場の使用者ですが、野球大会がある場合、観客が入りますよね。そのとき、観客の帰るときのごみの回収率といいますか、どのような、100%完璧なのかですね、それとも不十分でそのために費用が掛かるものなのか。現状はどんなふうになっていますか。聞かせてください。

【体育課 國元課長】

大変申し訳ありません。ごみの回収につきましては、私ども、はっきりとした数字がないのでございますが。一応利用された方からは、ごみを持ち帰るようなことをお願いをして、これはどこの体育施設でもそうなのでございますが。高田公園の施設全体の管理人のほうからは、そのごみのことで特段困っていることはあまりないというふうなことで、話は聞いております。

維持管理経費の中で、一番掛かるであろうというのが、芝生の管理とそれから地面ですね、土の地面の管理あたりがこれまでかなりの費用が掛かっておりまして。

土の状況としましては、他市のいろいろな球場を比べてみるのですけれども、ここは非常に水はけのいい野球場でありましてですね、雨が降っていても上がると芝生施設が使えるというふうな、そういうふうな状態で、まあ芝生の状態も管理人さん非常に芝刈りを丁寧にやっていただいておりますので、いい状況で使われているといいますか、そこに経費をかなり配分して維持管理しているということでございますが、ごみのほうはあまりこう心配してございません。

【高野副会長】

いろいろ大会があると、ごみを持って帰るということなのですが、そういうことであまりお金が掛かっていなければいいのになと思っていましたものですから、質問しました。以上です。

【西山会長】

ありがとうございました。

杉本委員。

【杉本委員】

時間の関係もあるので、いくつかまとめてお聞きします。

現実に実際にね、試合をした場合にいくら掛かるのか。1, 200円ですまないですよ、1時間で。大体2時間ぐらいかかるとして、2, 400円で終わるわけじゃない。そうすると、今まで600円ですんでいたのが、まあ2時間として1, 200円ですんでいたのが、2, 400円ではなくてざっとどのくらいかかるのか、ちょっとお聞かせください。これが一つ目です。

それから二つ目はね、昼間と夜間とあるんですが、照明料というのはいないですね。それでですね、今回の諮問の諮問理由の一番最初に、「受益者負担の適正化の観点に基づく」というふうに書いてある。受益者負担の適正化の観点に基づいたらね、照明を使う人と照明を使わない人と同じというのは、ちょっと考えられないなと思うんですよ。そこは どうしてこういうふうになったのかなと。本当にこの受益者負担の適正化の観点をね、貫いているのかどうか、私、ちょっと疑問に思いましてね、お聞きしたいなということです。これ二つ目。

もう一つありましてね、先ほど、柴田さんのほうから駐車場の話がありましたけれど、この駐車場の問題というのは、厚生産業会館の問題のところでも非常に大きな問題になっていたものなんですね。御存じだと思うのですが。

それでこの野球場を使われる方ね、厚生産業会館用として用意した駐車場に、止めるのかどうかですね。我々、厚生産業会館の問題で心配したのは、厚生産業会館を使おうと思って来たら、他の人達が駐車場を使っていて止められないというようなことになると、これは大問題だよという話をずっとしてきたんですが。そういった心配はあるのかなのか、その辺の対策はどうされるのか。まあきつい言い方をすれば、そこにどなたかが立っていてね、「野球場を使う方は厚生産業会館の駐車場に止めないで別のところに止めてください」というようなことをやらないと、やはり一番近いから止めてしまいますよね。

その辺で、体育課の方だから併せてお聞きしたいと思うのですが、ちょっと違いますけどね、陸上競技場をお使いの方が、この方の目の前に厚生産業会館の駐車場

ができるわけでしょ。そうすると黙っているとみんな使っちゃいそうですよね。どういうふうに規制されるのか併せて。

【体育課 國元課長】

大きく3点の御質問をいただいたというふうに認識をしております。

先ず使用料のほうですが、1時間当たりで設定してございます。1時間このグラウンド面とそれから会議室、本部室等の諸室を使ったというようにしますと、計算しますと2,360円というふうなこととなります。この附属設備である会議室、本部室、審判室等でございますが、ここは私ども附属設備というふうなところで設定しているのは、大会をやった時には使うだろうということですね。

例えば、早朝野球の方々ですとか、練習だけで使う方というのは、この会議室や本部室までは、今までの実績をみますとですね、使ってございませんので、早朝野球の方々がグラウンドとダッグアウト、せいぜいで更衣室ぐらいかなと、その範囲であれば1,200円掛ける時間の分ということになります。2時間使いましたら2,400円です。

また、大会で使う場合はこの諸室、ほぼフルに使っている様子が見られますので、そうしますと、大会1時間2,360円でこの諸室とグラウンド全部使います。1試合2時間でしたら、2,720円というような金額になって、今度は1日全部、その朝から夕方まで大会をしたということになりますと、2時間ですとその約4倍ほどの金額ですので、1万6、7千円ぐらいになるでしょうか、この大会ですと。

大会の場合は、大会の主催者が参加チームから参加料というものを徴収して、大会運営に充ててございますので、そこら辺で経費負担を相殺して使うというのが、大体のスポーツ団体のやり方になってございますので、今度はそこら辺の参加料というのを各チームから少し多く徴収する形を取っていただくしかないのかなというふうに、私どもは考えております。以上が1点目でございます。また、返答に不足がありましたら、追加でお答えさせていただきたいと思っております。

それから照明のことですが、今回の料金の見直しの中には書いてないのでございますが、皆さんの資料No.1のお手元、参考資料の一番裏にあるこのページでございますけれども、ここには施設の概要が書いてございまして、1番の施設概要(1)から(8)までございます。これは今現在の施設なのですが、その1の(8)、使用

料金というところで、今現在は1時間600円。その隣に括弧書で照明設備利用料金ということで、30分1,600円というふうに書いてございます。今回の見直しの諮問で料金が変わらないところについては、諮問内容のところには記載しておらないというふうな資料で作らせていただいておりますので、この照明料金については今回改定しないという、市全体です、改定しないというふうな方針で施設の見直しをしています。従いまして、この30分で1,600円という使用料については、これは継続してこのまま新年度も使った方からいただくというふうになっております。

それから三つ目の駐車場でございますが、今現在も高田公園のほう、なかなか駐車スペースが十分ではなくて、時々お叱りをいただいているところでございます。

特に、陸上競技場を使う団体と、野球場を使う二つの大会が同時に行われるということが年数回、今までございました。その場合ですね、あらかじめその大会期日が分かりますので、その両方の団体に調整をするように依頼をして、交通整理の方を立てていただくですとか、あるいは、周辺の駐車場でさらに足らなければ、上越地域振興局の駐車場を県からお借りするですとか、あるいは、またもう少し歩くのですけれども、高田郵便局の近くにありますシルバープラザの駐車場も使っていただくとかですね、そういうふうな方法で何とか利用していただく方々に支障ないようにということで、今までやってまいりました。

それで今回も、これからも厚生産業会館ができたり、野球場も今回リニューアルするのですが、その場合利用状況、あらかじめ予約が入っている状況は分かりますので、厚生産業会館の管理している所管課等とですね、連携しまして、情報共有しまして、御利用の方、入場される方の御不便がないように、規制といいますか、駐車、車の調整を図ってまいりたいというふうに考えています。

これは私どもだけでは決められませんので、今後、都市整備課とも協議しまして、市民の皆さんに周知していきたいというふうに考えております。

3点の御質問について、今、お答えをさせていただきました。以上です。いかがでしょうか。

【西山会長】

よろしいでしょうか。

【杉本委員】

はい。

【西山会長】

すいません。所定の時間になりましたので、あと御意見ある方、3名手を上げておられます。これでおしまいにしますので、その代わり、もう過ぎておりますので、要点をまとめて御質問をしていただきたいと思います。

はい、宮崎委員、それから北川委員、河村委員の順でお願いします。

【宮崎委員】

はい、それじゃ。指定管理料という形で、体協に対しては全体で渡してあるのですかね。

【体育課 國元課長】

はい。

【宮崎委員】

そうすると、これだけというわけには。違うんだね。

【体育課 國元課長】

そうですね、はい。

【宮崎委員】

そうすると全体でいくら渡してあるのですか。分かります？

ものすごい数の施設を体協さんが管理してくださっているんですよ。

【体育課 國元課長】

24施設あります。

【宮崎委員】

ですよ、はい。

【体育課 國元課長】

よろしいですか。年間、ちょっと下のケタまであれなんです、年間約6,000万でございます。

【宮崎委員】

6,000万ですね。

【西山会長】

よろしいでしょうか。

はい、では北川委員。

【北川委員】

使用される目的がほとんど野球だと思うんですけども、野球以外での利用もあるかなと考えられるのですが、その時も利用料は一緒なのかというのと。来たお客さんから入場料とか、観覧料を取った場合も同じ利用料金なのか、確認させてください。

【体育課 國元課長】

今回、スコアボードが新しくなりました、分かりづらくて申し訳ないのですが、すみません、こういう形のものになっているのですが、すみません。誠に申し訳ございません。

それでこれぐらいの全体の中で、これぐらいのサイズのところが選手の名前が表示される部分です。選手の名前が表示される部分がこの長方形のこれぐらいのスペースなのですけれども、そこが今度は一つのテレビの画面のように、映像が映し出されます。

本当にテレビの画面よりきれいです。そこを使いまして、例えばパブリックビューイングというふうな使い方も私ども想定しております。営業でなければ、この私どもが今回設定する野球場の使用料金で支払って、徴収いたしますし、入場料を取るとかですね、そういう営業に係るものは2倍の料金をいただくと。市外の団体がこの野球場を使う場合、これはもう、この高田公園野球場に限らずですね、以前も御説明したと思うのですが、料金2倍になりますので。市外で営業できますと、4倍というふうなことで、料金に差をつけていく考えでございます。

【西山会長】

よろしいでしょうか。

最後、河村委員。

【河村委員】

入場料についてです。入場料のことで、北川さんと同じです。

【西山会長】

はい、それでは質問していただきましてありがとうございます。一応、所定の

時間を少し過ぎましたが、御意見をたくさん出ていただいたようでございますので、そろそろ採決のほうに入らせていただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(よしの声あり)

それでは、採決に移らせていただきます。諮問事項第41号「高田公園野球場の利用料金上限額の変更及び附属設備の利用料金上限額の設定について」、適当と認められる方は挙手をお願いいたします。

(16名挙手)

適当とは認めないという方、挙手をお願いいたします。

(1名挙手)

それでは、半数以上の同意をいただきましたので、諮問事項第41号「高田公園の利用料金上限等」につきましては「適当と認める」ということで返答をさせていただきますと思います。

なお、この答申に附帯事項をつけるかどうかということがありますが、皆様の中で何かこういう附帯事項を、こういう付帯事項をつけてもらいたいということをお考えの方いらっしゃいましたら、挙手の上、御発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(よしの声あり)

それでは、今回の諮問の第41号につきましては、「適当と認める」ということで、付帯意見なしで答申という形を取らせていただきたいと思いますと思います。

よろしいでしょうか。

(よしの声あり)

ありがとうございました。以上をもちまして議題(1)「諮問事項について」、こちらのほうを終了させていただきたいと思います。体育課の皆さん、どうもありがとうございました。

— 体育課 退席 —

引き続きまして、次第3議題(2)「高田区地域協議会第4回懇談会について」入らせていただきます。資料No.2のほうを御覧いただきたいと思います。

今回の担当グループの代表の高野 誠委員から前回の協議会でも説明いただいたところですが、何か補足説明等、新しいところがありましたら、御説明のほうよろ

しくお願いいたします。

【高野 誠委員】

— 資料に基づき説明 —

【西山会長】

はい、ありがとうございました。担当グループの代表の高野 誠委員のほうから説明がありましたが、只今の説明について何か御質問、御意見等がある方、いらっしゃいますでしょうか。

今、お話しで今日最後に話合いをして、役割分担等を最終的に決定するというところで、係以外でも役割分担に当たられた方いらっしゃいましたら、皆さんで作る懇談会でございますので、是非、御協力をしていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは御意見等がないようでございますので、担当グループの皆様、よろしくお願いいたします。

それでは次第の（２）「高田区地域協議会第４回懇談会について」を終了させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

それでは引き続きまして、議題（３）「地域活動支援事業の高田区の審査・採択ルール等について」入らせていただきたいと思います。

先ず、これまでの話合いの審議結果も踏まえて、経過と資料、そして今後の予定について、事務局のほうから説明をしていただきたいと思います。事務局よろしくお願いいたします。

【森田係長】

— 資料に基づき説明 —

【西山会長】

今、事務局のほうから、現在まで話合いを行った要点をまとめたもの、そして募集に関する資料等、それから本日ここで話合いをしていただきたいと思います事項等を説明していただきました。今の説明の件について、何か御質問ある方、いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

（よしの声あり）

それでは今、事務局のほうからも話がありましたが、３点の件についてこれから

皆さんと話し合いをさせていただきたいと思います。

それでは先ず1点目、資料No.3の高田区地域協議会審査・採択の基本的なルールの確認を行いたいと思います。今、事務局のほうから、修正点のほうは話をさせていただきましたが、この修正点を含めてこの採択の基本的なルールのほう、何か御質問、御意見等ある方いらっしゃいますでしょうか。

はい、高野委員。

【高野 誠委員】

はい。採択の基本的なルールで、前回は一応20名ということで、満点が大体500点、その半分ということで250点というのが大きく決められていたと思うんですけども、定員が1人減ったということで、ここら辺に対する考え方はどうなるのかということをやちょっと。ボーダーラインの点数に関して。

【西山会長】

1人減った分ですね、はい、分かりました。

【森田係長】

はい。大変失礼いたしました。こちらのほうの点検漏れで申し訳ございません。先ず正副会長を含む全委員ということで、今現在は19名ということになりますので、それに併せてボーダーラインの点数も満点の半分という位置付けをしなければなりませんので、そこも含めて次回、また御提案させて、修正したものを確認いただくということでよろしいでしょうか。

【西山会長】

よろしいでしょうか。19名が満点、その半分がちょうどボーダーラインということになります。あえてその点数を20名分ということもありませんので、19名掛ける25点、割る2ということになりますけれども、また次回きちんとあげさせていただきますのでよろしいでしょうか。

(よしの声あり)

他、ございますでしょうか。

なければ、今皆さんのほうに資料No.3、先ほど高野委員から御質問ありました部分は修正するというので、それを修正した部分で。ではこれ、あと皆さん御意見ないようでしたら、これで次回、最終的に確認をさせていただきますので、よろし

くお願いいたします。

続きまして、先ほども話がありましたが、来年度から基本審査で「×」（不適合）とした委員は、その理由を記載することが決定しております。先ほど事務局のほうからもこのことは説明があったとおりです。

次回具体的な取扱について、その内容を協議する予定です。そこで、どのように理由を記載するか、どういう記載の仕方をするか等は、またどう取り扱うかについては皆さんの御意見があれば、是非お聞かせいただきたいと思います。その御意見を踏まえまして、三役のほうでその御意見をちょうだい中も含めて、次回皆様のほうにこういう形で、いかがでしょうかという提案をさせていただく予定になっております。できましたら2月13日金曜日、今週の金曜日までに、もしよい案がありましたら文書でセンターのほうへ御提出いただけたらと思っております。それを参考に意見をいただいて、私たちのほうで次回また提案をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは引き続きまして、資料No.4、募集事項（案）を御覧いただきたいと思えます。こちらの両面のほうです。

先ほど話がありました募集期間ですが、4月1日から5月8日の金曜日と私たちのほうではさせていただいたらどうかという話をしましたが、募集期間、この日程でいかがでしょうか。不都合があると思われる方、御意見をいただければと思えますので、よろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

（よしの声あり）

はい。それでは募集期間につきましては、4月1日（水）から5月8日（金）とさせていただきたいと思えます。

また、2ページ目の採択方針については変更しないということとなっておりますが、それでもよろしいでしょうか。何か不都合があると思われる方、御意見をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

（よしの声あり）

それでは、日程は4月1日から5月8日で、2ページ目の採択方針については、

昨年同様で募集をかけるということで、変更はなしということで進めさせていただきます。ありがとうございました。

これで、議題の（３）「地域活動支援事業の高田区の審査・採択ルール等について」は終了させていただきます。

それでは引き続きまして、議題の（４）「平成２６年度地域活動支援事業の実績報告の検証」のほうへ入らせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

皆さんお手元に、検討で皆さんからいただきました意見があります。こちらの資料No.5のほうを御覧いただきたいと思います。

検証の進め方については、これまでと同様で行わさせていただきます。まず、委員から提出されましたこの１番から５番までの、こちらの意見について御質問があるかどうかをお聞きします。その後、提案団体に通知するか否かを、挙手にて多数決で決定させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは検証No.1「講演会と紙芝居・DVD上演事業」こちらのほうの。

ちょっと件数も少ないですので、今回は事業名だけを読み上げさせていただく形でよろしいでしょうか。それとも検証内容まですべて、全部お読みしたほうがよろしいでしょうか。事業名だけでもよろしいでしょうか。

（よしの声あり）

はい。じゃ１番の「講演会と紙芝居・DVD上映事業」こちらのほうの提案者は私でございますが、私の提案に質問等がある方、いらっしゃいますでしょうか。

よろしいでしょうか。

（よしの声あり）

それでは、採決のほうに入らせていただきます。こちらの出ている検証内容を先方に伝えたほうが良いと思われる方、挙手をお願いいたします。

（１６名挙手）

伝えないほうが良いと思われる方。

（挙手なし）

はい、ありがとうございます。それではお伝えさせていただきます。

続きまして２番「雁木通りまつり・音楽祭・奉行仮装行列事業」こちらのほう、

提案者は私でございますが、私に対して何か御質問等がある方いらっしゃいますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(よしの声あり)

それではこの検証内容について、先方のほうへ伝えたほうが良いと思われる方、挙手をお願いいたします。

(16名挙手)

そう思わない方。

(挙手なし)

よろしいですか。

ではすいません。反対の方いらっしゃいますか。

(挙手なし)

よろしいでしょうかね。それではこちらのほうもお伝えさせていただきます。

続きまして、「歴史と文化の町散策看板とまちめぐりマップ作成事業」こちらのほうは、山田委員のほうから2点、こちらのほう、検証のほうを出していただいております。この内容について御質問がある方、いらっしゃいますでしょうか。挙手の上、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは先ず検証3番のほう、こちらの検証内容について、先方にお伝えしたほうが良いと思われる方、挙手をお願いいたします。

(16名挙手)

反対の方、いらっしゃいますでしょうか。

(挙手なし)

よろしいですか。それではこちらのほうをお伝えいたします。

続きまして、同じく4番、同じくこちらの南本町三丁目のまちづくり協議会のほうへ、4番の検討内容をお伝えしたほうが良いと思われる方、挙手をお願いいたします。

(15名挙手)

そう思わない方いらっしゃいますか。

(挙手なし)

よろしいですか。

では半数以上になりますので、お伝えさせていただきます。

最後に、検証No.5「青田川の整備と親水フェスタ」こちらの私が出しました検証内容について、質問等がある方、いらっしゃいますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(よしの声あり)

こちらのほう、先方にお伝えしたほうが良いと思われる方、挙手をお願いいたします。

(15名挙手)

半数を超えておりますので、じゃこちらのほうも先方のほうへお伝えさせていただきたいと思います。今回は1番から5番までの検証のほう、ちょうだいいたしました。すべて1番から5番は先方のほうへお伝えさせていただきます

また、この後、次々と26年度の検証のほうが始まると思いますので、是非とも御意見をいただくことが先方のためにもなりますので、よろしければ御意見のほう、またちょうだいしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは議題の(4)「平成26年度地域活動支援事業の実績報告の検証(1回目)」を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

お伝えするのは今、複数の文書もありますので、またこちらにも三役のほうで文書のほうを作らせていただいて、また皆様のほうには報告という形でさせていただきますがよろしいでしょうか。

(よしの声あり)

はい、ありがとうございます。そのようにさせていただきたいと思います。

続きまして、それでは、報告事項(1)「諮問事項 公の施設の使用料の変更について」こちらのほう、事務局のほうから報告をお願いいたします。

【橋本センター長】

— 資料に基づき説明 —

【西山会長】

はい、ありがとうございました。今、事務局のほうから説明をいただきましたが、

何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、報告事項（１）「諮問事項 公の施設使用料の変更について」の報告を終了させていただきます。

続きまして、次第４、報告事項（２）「諮問事項 高田公園相撲場の廃止について（通知）」に入らせていただきます。事務局から報告をお願いいたします。

【橋本センター長】

— 資料に基づき説明 —

【西山会長】

はい、今の報告について、何か質問、御意見等ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

（よしの声あり）

それでは、報告事項（２）「諮問事項 高田公園相撲場の廃止について（通知）」を終了させていただきます。

それでは最後に、次第５「事務連絡」に入らせていただきます。それでは、事務局のほうからお願いいたします。

【橋本センター長】

はい、それでは最後、事務連絡をさせていただきます。

先ず協議会の今後の日程でございます。御案内のとおり、来月に入りまして、3月4日水曜日でございますけれども、第4回懇談会が午後6時半からミュゼ雪小町で開催を予定をいたしております。委員の皆さんは、午後5時半集合となっておりますので、遺漏のないようよろしくお願いをいたします。

それと3月12日木曜日6時半からでございますが、当公民館を会場といたしまして、来年度の地域活動支援事業の説明会を予定しております。説明会はこれは、事務局のほうで対応することになっております。周知につきましては、協議会だより、あるいは本日皆さんに個別に配布させていただきましたけれども、このようなチラシで行う予定となっております。また、委員の皆さんからもこういったチラシ、今、各委員に2枚ずつ配布させていただきましたけれども、こういうようなものを利用いたしまして、周知のほうの御協力をよろしくお願いをいたします。

それと協議会だよりでございますけれども、これも前回協議会で御案内をいたしました、協議会だより3月1日号、これは通算で21号になりますけれども、広報上越と合わせて発行、配布の予定をいたしております。内容につきましては、来年度の地域活動支援事業の事前相談、それから審議内容の報告、そして、新企画といたしまして、委員による「高田区の魅力あれこれ」ということで、これは順次掲載をさせていただきたいと考えております。こちらのほうもまた皆さんでいろいろと御利用いただいて、区の住民の皆さん方にいろいろこう周知していただければと思います。

それと、「地域づくりと広域連携を考えるシンポジウム」ということで、今回郵送をさせていただきました資料に、案内チラシを同封させていただいております。2月22日日曜日でございますけれども、午後1時半から午後5時10分まで、上越市教育プラザ研修棟3階大会議室におきまして、地域づくりと広域連携を考えるシンポジウムが、市の創造行政研究所の主催で開催をされます。参加は無料ということですが事前申し込みが必要で、これは2月15日までをお願いしたいということでございます。これは御紹介でございますけれども、ひとついろいろな参考になればと思いますので、お時間の許す限りこちらのほうも御参加いただければと思います。事務局からは以上です。

【西山会長】

今、事務局のほうから連絡事項をしていただきましたが、何か質問等ある方、いらっしゃるでしょうか。

今、説明がありましたとおり、3月4日の懇談会は集合時間が5時半となっております。お間違えのないようよろしくお願いいたします。

また、地域活動支援事業の事前説明会のほうも出してみたいなという団体がありましたらどうぞお声掛けをしていただいて、是非、参加していただけるようよろしくお願いいたします。

他、ないようでしたら、以上をもちまして高田区地域協議会を終了させていただきます。お疲れ様でございました。

9 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課 南部まちづくりセンター

TEL: 0 2 5-5 2 2-8 8 3 1 (直通)

E-mail: nanbu-machi@city. joetsu. lg. jp

10 その他

別添の会議資料もあわせて御覧ください。